

廃棄物処理法見直し

廃棄物処理法見直しのおおよその方向性が示された。昨年12月に開かれた環境省の中央環境審議会廃棄物処理制度専門委員会第7回会合で提出された報告書(案)では、従来からの電子マニアックスト普及とともに、「ダイゴー事件」など廃棄物横流し問題にして、電マニ虚偽記載の検知や監督禁止と強化などがなされそうだ。

処理業界は当面の課題解決強調

見直し

した廃棄物の処理し」 パーセル業界、パリ協会への対応など、業界の不透明性に対する取り組みが強化され、業者による規制強化の動きが活発化。一方で、廃棄物の規制緩和による環境汚染の問題が浮上するなど、新たな課題が発生して、これまでにならぬ取り扱いが求められる。そこで、業界は、廃棄物の適正化と資源循環の実現を目指すため、新たな規制緩和を実現するための議論が進む。一方で、廃棄物の規制緩和による環境汚染の問題が浮上するなど、新たな課題が発生して、これまでにならぬ取り扱いが求められる。そこで、業界は、廃棄物の適正化と資源循環の実現を目指すため、新たな規制緩和を実現するための議論が進む。

部で義務化か



四六

「**3日ルール**」の再検討

の使用義務化が必要な方に(ついで)総括税を「かとどらしく」としてもらいたい。
事、対象範囲、少量業者等の排出事、
または少額課税の排出事、
業者・需給形態運搬、全産廃運まず、
業者の範囲、ないひらの課題解決を明らかに上程表記が関係者にした上で、電マ一センターへの登録期限の間で合意形成されるの運用改善や義務化」を順守しない場合に必要があるとしている。
環境省は「年10月、
する旨意を出すべきである。」とし、
「電マ一」「ハーベ音を出すのは適当ではな
及拡大に向けたロードマップ」としているのだ。
マンツーを明るかにし、その上で、全産廃運
しているが、その次に」として、電マ一の適正
も紙・電子を問わず、な運用のため、「5項
マニフエクト制度全体の目的的指標を掲示し
が適切に適用されこた。

3点目は、「産業廻
すと、登録料金を「かとどらしく」としてもらいたい。
の付与を結論づけた後、
排出事業者が情報処理の運用改善や義務化」を順守しない場合に必要があるとしている。
する旨意を出すべきである。」とし、
「電マ一」「ハーベ音を出すのは適当ではな
及拡大に向けたロードマップ」としているのだ。
マンツーを明るかにし、その上で、全産廃運
しているが、その次に」として、電マ一の適正
も紙・電子を問わず、な運用のため、「5項
マニフエクト制度全体の目的的指標を掲示し
が適切に適用されこた。

全産廃連が「意見」者が営業してい

「当たり前」を明確にする

て、15年には医療廃棄物処理の田舎化を認める。法改正もなされた。環境省は「これらの対策を実施すれば、見直し」としてまたもやる年の見直しに入った。ここに「なって」いる。報法問題を意識する中、告白が明らかになるのは、1月30日だ。

**虚偽記載防止で
規制強化も**

17新春特別号
No.4
第2部

電マニで意見書

例えば、電子マニアックは、後述の「登録・掲載され、後に登録・掲載され、後に登録した後だが、例えれば、排出事業者や処分業者が産業廃棄物の引渡し

平成29年1月23日
週間循環経済新聞